

転居シーズンの市民課窓口を拡大します！

休日窓口は、平日に比べて混雑も少なく、比較的スムーズな手続きが可能です。お仕事などで平日の来庁が難しい場合などにはぜひ、ご活用下さい。

開設日 3月29日(日)、4月5日(日)
開設時間 8時30分～17時15分

開設窓口 市役所1階市民課
※市民窓口事務所では実施しません。

取扱内容

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ①住所の異動(転出、転入、転居等) | ⑥通知カードの受け取り |
| ②届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等) | ⑦自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付 |
| ③各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明等) | ⑧国民健康保険・国民年金の加入・脱退 |
| ④印鑑登録、印鑑登録証明書の交付 | ⑨国民健康保険証の再交付 |
| ⑤マイナンバーカード(個人番号カード)の交付(予約制) | ⑩旅券(パスポート)の交付(申請は対象外) |
- ※広域窓口サービスは取り扱いできません。

◆市ホームページに市民課窓口混雑予想カレンダーを掲載しています。 [広報めまづ](#) [検索](#)

いつでも便利な窓口サービスを紹介します

市内11カ所の市民窓口事務所でも、届け出や証明書の交付が受けられます。

受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)

取扱内容

- 住所の異動(転出、転入、転居等)
- 届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)
- 各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明等)
- 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- 国民健康保険・国民年金の加入・脱退
- 国民健康保険証の再交付
- 葬祭費の申請受付
- 児童手当の申請受付

名称	所在地	電話番号
大岡	大岡 2357-1	055-921-2085
金岡	江原町 3-1	055-921-2084
片浜	大諏訪 46-1	055-962-2083
愛鷹原	東原 358-1	055-966-2490
原	原 1200-3	055-966-1001
浮島	平沼 375-1	055-966-2009
静浦	獅子浜 34	055-931-3004
内浦	内浦三津 249-3	055-943-2044
西浦	西浦立保 22-1	055-942-2002
大平	大平 2197-1	055-934-3290
戸田	戸田 1294-3	0558-94-3111

全国のコンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機で、証明書等を交付します。サービス利用には、マイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。

証明書等の種類	利用時間	対象	手数料
住民票の写し	6時30分～23時 (年末年始を除く)	現在の住所のもの (住民票コードの記載不可)	300円
印鑑登録証明書		印鑑登録している人	300円
戸籍の全部(個人)事項証明書		本籍地・住所がともに沼津市にある人の現在戸籍	450円

※通知カード、住民基本台帳カード、市民カードではサービスを利用することができません。

※マイナンバーカード(個人番号カード)の申請や受け取りの際、利用者証明用電子証明書の発行を希望しなかった人(申請チェックを外した人)は利用できません。

駿豆地区12市町間(沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町)でも相互に証明書等の交付が受けられます。

受付時間 8時30分～17時

取扱内容

- 住民票の写しの交付
- 印鑑登録証明書の交付
- 戸籍の全部(個人)事項証明書の交付

住民票の写し、印鑑登録証明書の発行サービスを利用できる人は本人及び同一世帯の人です。

戸籍の全部(個人)事項証明書の発行サービスを利用できる人は、駿豆地区12市町に住民票と本籍地がある人です。詳細は、各市町の市役所、町役場にお問い合わせ下さい。

※住民票の写し(本籍の記載なし)は、住民基本台帳ネットワークを利用して全国どこの市区町村でも交付が受けられます。



新生活をスタート！

春は、進学や社会人生活のスタートなどで引っ越しをする人が多い季節です。そこで、引っ越しに関する手続きなどについてお知らせします。 ☎市民課 ☎055-934-4720

引っ越しが決まったら、手続きを忘れずに！

届け出の内容は、住民基本台帳に記載され、住所の証明などに必要となる大切なデータとなります。引っ越しをしたら14日以内に住民異動届を提出して下さい。また、アパート・マンション等の方書がある場合は、忘れずに記入して下さい。

届け出の種類	必要なもの	届け出の期間
転入 (市外からの異動)	①転出証明書②印鑑③在留カード等(外国籍の人)④本人確認書類⑤住民基本台帳カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カードのうち交付を受けているもの	引っ越しをした日から14日以内
転出 (市外への異動)	①国民健康保険証(国民健康保険加入者の学生の異動は学生証または合格証明書等)②国民健康保険高齢受給者証③後期高齢者医療保険証④介護保険被保険者証⑤印鑑⑥在留カード等(外国籍の人)⑦本人確認書類⑧住民基本台帳カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カードのうち交付を受けているもの	引っ越し予定日の14日前から引っ越しをする日まで
転居 (市内での異動)	①国民健康保険証②国民健康保険高齢受給者証③後期高齢者医療保険証④介護保険被保険者証⑤印鑑⑥在留カード等(外国籍の人)⑦本人確認書類⑧住民基本台帳カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カードのうち交付を受けているもの	引っ越しをした日から14日以内
国民健康保険・国民年金の加入・脱退	①社会保険の加入証明書または脱退証明書②印鑑③国民健康保険証④国民年金手帳⑤在留カード等(外国籍の人)	速やかに

※国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、国民年金手帳は加入者のみお持ち下さい。後期高齢者医療該当者は保険証を、65歳以上の人は介護保険被保険者証をお持ち下さい。

■本人確認が必要です

第三者が、本人に無断で届け出を行うことを防止するため、住民異動届、戸籍届出(認知、婚姻、離婚、養子縁組、離縁)の際には、**本人確認書類**の提示等が必要となります。また、代理人が住民異動届をする場合には委任状が必要です。

本人確認書類・・・運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード(写真付き)など、顔写真のある官公署発行の身分証明書
※住民異動届及び証明書交付の場合は、下記のいずれか2つでも可。
健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、銀行等の預貯金通帳

■各種証明書申請時にはご用意下さい

○戸籍の全部(個人)事項証明書

- 本人確認書類
- ※直系親族以外の申請には、委任状が必要です。

○住民票の写し

- 本人確認書類
- ※同一世帯以外の人からの申請は、委任状が必要です。

○印鑑登録証明書

- 印鑑登録証または印鑑登録済みの市民カード

出生・死亡や住所の変更等の届け出は、法律で義務付けられています。



●水道の手続きは

「水道使用開始申込書」(はがき)に必要事項を記入の上、ポストに投函してから使用して下さい。現地にはがきが見当たらないときは、お問い合わせ下さい。

☎水道サービス課 ☎055-934-4853

●電気の手続きは

・東京電力ホームページからの手続きが便利です
<http://www.tepco.co.jp/ep/private/moving/moving02.html>

・お電話での申込は東京電力カスタマーセンターへ
<自由化前の料金プランを契約中の人>

☎東京電力カスタマーセンター ☎0120-995-901

<新しい料金プランを契約中の人>

☎東京電力カスタマーセンター ☎0120-995-113

●都市ガスを使用するには

使用者の立ち会いが必要です。事前にお申し込み下さい。
☎静岡ガスお客さまコンタクトセンター ☎0570-020-161

●郵便物が正しく届くには

郵便局にも転居届を提出して下さい。1年間、旧住所あての郵便物を新住所に転送できます。
※詳細は、お近くの郵便局へお問い合わせ下さい。

☎沼津郵便局コールセンター ☎055-924-8624

●電話を移転するには

移転工事は予約制です。NTT 西日本へお申し込み下さい。光コラボレーション事業者が提供するサービスの内容、料金、ユーザーサポートなどについては各事業者へ直接お問い合わせ下さい。

☎NTT 西日本 ☎116(局番なし)

(携帯・PHSからは ☎0800-2000116)

(フレッツ系サービスは ☎0120-116116)

●プロパンガスの手続きは

ガス業者を確認の上、販売店へ住所や使用開始(中止)日時等をお知らせ下さい。